

第二十二号議案

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例  
 江戸川区立障害者就労支援センター条例（平成十七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第五条第十八項に規定する特定相談支援事業に関すること。

第四条第一項中「規定する」の下に「訓練等給付費の」を加え、同条第二項中「前条第三号及び第四号」を「前条第四号及び第五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第三号の事業を利用することができる者は、法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援給付費の支給決定を受けた者とする。

第七条の二中「減額」を「減額し、」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立障害者就労支援センターで行う事業に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する特定相談支援事業を追加するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。